

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年(2020年)1月28日(火)午後7時00分～午後8時44分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
2番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
3番委員 吉 田 眞 理
4番委員 森 本 浩 司
5番委員 益 田 麻衣子

3 説明員等氏名

理事・教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
文化部管理監	山 口 博
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	鈴 木 一 彰
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
文化財課長	高 橋 万 明
図書館長	古 矢 智 子
スポーツ課長	澤 地 和 之
青少年課長	吉 野 る み
教育指導課教職員担当課長	鈴 木 一 彦
教育指導課指導・相談担当課長	大須賀 剛
教育指導課指導主事	中 山 晋
教育指導課指導主事	川 口 宏 美
教育指導課指導主事	松 澤 俊 介
教育指導課指導主事	岩 立 忠

(事務局)

教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 議事日程

日程第1 議案第1号 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について (教育指導課)

日程第2 議案第2号 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について
(教育指導課)

5 報告事項

(1) 平成30年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
(教育指導課)

(2) 市議会12月定例会の概要について (教育部・文化部)

6 議事日程

日程第3 議案第3号 市議会定例会提出議案(令和2年度予算案)に同意することについて【非公開】
(教育部・文化部・青少年課)

日程第4 議案第4号 市議会定例会提出議案(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて
【非公開】 (教育部・文化部)

日程第5 議案第5号 市議会定例会提出議案(令和2年3月補正予算案)に同意することについて【非公開】
(教育部・文化部)

日程第6 議案第6号 損害賠償額決定に関する意見の申出について【非公開】
(教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 12月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…和田委員、吉田委員に決定

栢沼教育長…ここで、本日の日程についてお諮りいたします。本日の日程に、議案第6号「損害賠償額決定に関する意見の申出について」を追加したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

栢沼教育長…御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第3号「市議会定例会提出議案(令和2年度予算案)に同意することについて」、議案第4号「市議会定例会提出議案(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて」、議案第5号「市議会定例会提出議案(令和2年3月補正予算案)に同意することについて」及び議案第6号「損害賠償額決定に関する意見の申出について」は、令和2年3月小田原市議会定例会への提出案件ですので、その性質上、これを

非公開といたしたいと存じます。

議案第3号から第6号までを非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

栢沼教育長…全員賛成により、議案第3号から第6号までにつきましては、非公開といたします。

(4) 日程第1 議案第1号 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。委員の皆様には、令和2年度の調査への参加と、参加した場合の結果の公表について御審議いただきますが、その前に、調査の概要について御説明します。なお、この概要は、文部科学省「令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に記載されている内容となります。

まず、調査対象は小学校6年生・中学校3年生の原則として全児童生徒です。調査事項は児童生徒に関する調査の、教科に関する調査として、令和2年度については小学校が国語及び算数、中学校が国語及び数学となっております。理科と外国語はありません。また、児童生徒への質問紙調査と、学校に対する質問紙調査も実施されます。実施日は令和2年4月16日木曜日となります。

次に、調査結果の取扱いに関する配慮事項について御説明します。資料の裏面を御覧ください。

実施要領では、「調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して、説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにすることなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」と記されております。また、(5)ア「市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと」とされており、2点目の2行目からになりますが「個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等も踏まえ、必要性について慎重に判断すること」とされており、

また、ウの3点目「児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること」や4点目「学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと」等が示されております。

以上のことを踏まえまして、令和2年度調査の参加及び調査の結果の公表についてお伺いします。

まず、参加につきまして、事務局としましては、令和2年度調査につきまして、次のような理由で参加したいと考えております。

1点目として、本調査は、令和2年度も全児童生徒対象の調査であることから、全国の他の自治体同様、調査に協力するため。

2点目として、本調査は小田原市の児童生徒の学力や学習状況を表す客観的な資料であり、結果を分析、活用することで児童生徒の学力向上に役立てることができると判断できるため。

3点目として、本調査の結果は、教師の授業研究や教科指導に関する研修の成果を表す客観的な指標のひとつであると捉えられるためでございます。

次に調査結果の公表につきましては、先ほど御説明した公表についての配慮事項と、神奈川県教育委員会においても、県内の市町村名や、県内の学校名を明らかにした公表はしていないことなどから、平成31年度（2019年度）と同様、市の結果についての公表としたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（質疑・意見等なし）

採決…全員賛成により原案のとおり可決

（5）日程第2 議案第2号 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について（教育指導課）

教職員担当課長…それでは、御説明申し上げます。

お配りした案の1ページをお開きください。

まず、本指針策定の背景や目的について御説明します。

社会環境の変化に伴い、学校に求められる役割や教職員に課される負担は増大しています。国や県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査でも、その長時間勤務の実態が明らかになっており、教職員の働き方改革が大きな社会問題になっています。小田原市に勤務する教職員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、平成31年1月25日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、令和元年10月の県教育委員会策定の指針「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を受けて、本指針を策定するものです。本指針は、県の指針を基に、校長会及び小田原市立学校教職員衛生委員会の委員からの意見聴取を経て、素案を作成しました。

続いて、本指針の目標について御説明します。3ページを御覧ください。

働き方改革の目標については、本指針では県の指針にならい、3点掲げております。

1点目は、時間外勤務の上限の設定についてです。平成31年1月に文部科学省が示したガイドラインで、時間外勤務の上限を1か月あたり45時間、1年あたり360時間とすることが示されました。県教育委員会の指針でもこれと同じ目標設定がされており、本市も同様の上限を設定しました。

2点目は、年次休暇の平均取得日数についてです。これも県教育委員会の目標に合わせて年間平均15日としています。

3点目は、部活動についてです。平成30年に策定した「小田原市立中学校に係る部活動の方針」を遵守することとしています。具体的には、週当たり授業日1日、休業日1日以上以上の休養日を設けるということになります。

次に、働き方改革に関する市教育委員会の取組です。4ページ中ほどから8ページ上段にかけて、市教委としての今までの取組を中心に記載しています。教職員定数など、国または県が抜本的に改正する必要がある点については、引き続き要望をしていきます。5ページ下段から、市教委独自の取組、特に人員配置に関することについては、予算との兼ね合いもありますが、引き続き配置を充実していきたいと考えています。なお、一点補足をさせていただきます。6ページ丸の上から6つ目、「(仮称)おだわら子ども若者教育支援センター」については、3月には名称が決まっている予定でありますので、決定後に正式名称に差し替えます。

最後に、8ページ以降には各学校の取組を紹介しています。今後も、小田原市立学校教職員衛生委員会の取組を中心に、各校での好事例などを紹介し、小田原市全体の働き方改革を推進してまいります。

本指針は令和2年4月からの運用を予定しています。

これで説明は終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(質疑)

森本委員…7ページにある「労働安全衛生管理について」です。産業医と提携すると記載がありますが、現在、各小・中学校に産業医はいらっしゃるのでしょうか。

教職員担当課長…市全体でメンタルクリニックの医師1人に産業医として従事していただいております。

森本委員…各学校にはいらっしゃらないということでしょうか。

教職員担当課長…各学校にはおりません。

森本委員…教職員全員に対して年1回の健診やストレスチェックは行われているのでしょうか。

教職員担当課長…健康診断については、年1回、全教職員が夏休みを利用して受診しております。メンタルヘルスチェックについては、1年に9校で実施し、4年のサイクルで全教職員が行うようにしてきましたが、一周し、区切りが良いところですので、来年度は全教職員を対象に行うよう計画しています。

森本委員…教職員の仕事は激務だと思いますので、健康状態やメンタルの状態が悪くならないように管理をよろしくをお願いします。

益田委員…教職員の働き方改革については、保護者にも理解が進んでいると思いますが、中学校での部活動の休養日等が初めて開始されて、保護者も戸惑っています。そこで大切になるのが、地域指導者の配置であると思います。現在、地域指導者を配置している学校はあるのでしょうか。

教育指導課指導主事…部活動の地域指導者については、11校全校に校長からの申請により配置されており、今年度は全体で45名配置されています。

吉田委員…4ページ一番下の項目に、教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合とありますが、全学年1クラス規模の学校に関わらず、同じ目的の研修会に複数回参加する必要があるのでしょうか。教育委員会が主催する研修会で、同じ目的のものであれば参加は1回で良いと思いますが、いかがでしょうか。

指導・相談担当課長…具体的に申し上げますと、人権教育研修会については、重要なものとして行っており、年3回実施しております。根本的な目的は同じですが、細部に分かれた人権課題が異なり、そういった場合に、単級の学校については、全てへの参加ではなくても良いとしています。ある程度、人数のいる学校については、1名以上出席するよう案内しております。

吉田委員…説明は分かりましたが、とても大切な研修であれば、教職員の負担が増えることを望むものではありませんが、学校単位で子供の人権等を考える場合には、研修の必要性の高さには違いがないように思います。例えば教職員の数が少ない学校が、研修を受けたのと同じ効果が得られるように、情報の提供を厚くするなど、同じように学べるようにすると良いと思います。

指導・相談担当課長…実際に、資料を提供したり、学校へ訪問する際に前回の研修はどのようなであったかというエッセンスを伝えるようにしております。こういった点を生かしていきながら、さらに充実させていきたいと考えます。

和田委員…後ろのほうに各校の取組として、いくつかの例示が記載されていますが、全体に共通していることとして、職員会議は最大1時間程度となっています。こういった呼びかけはもちろん良いと思いますが、実情は把握されていますか。

教職員担当課長…実情を全て把握はしていませんが、実際に現場にいたときには、職員会議のように定例的に行われるものについては、教員それぞれが1時間内に終了しよう意識しながら、勤務時間内に終わるように行っていました。ときには延びてしまうこともありますが、その際には同意を図って行うこともありました。

和田委員…私の経験でお話すると、かなり前の話にはなりますが、職員会議では様々な課題があり、課題によってはとても遅くまでかかる案件があって、教育の内容によっては時間で区切ってしまうことが難しいものもありました。現在はそういった案件があまりないのでしょうか。例えば不登校の場合は、不登校を専門で扱うというように職員会議とは分かれていますので、時間の短縮につながって

いるようにも思いますが、いかがでしょうか。

教職員担当課長…実際に私も経験として、以前は長い会議があったように思いますが、現在は職員会議に向けて資料を事前に配ったり、要点をかいつまんで説明したり、定例的な会議については、かなり図られているようです。しかし、それ以外のケース会議など、個に対する会議は非常に多くなってきているのが実情であり、勤務時間外に設定せざるを得ない状況は否めないと思います。そういった会議も長時間やるのではなく、会議の仕方についても教職員それぞれが工夫し、話し合う内容を明確にしながら、短時間で終わるよう意識して会議を進めていると思われる。

森本委員…「小田原市立学校教職員衛生委員会」について、現在は16人の委員会からなっているとのことですが、16名の方はどのようなメンバーで構成されており、この委員会はどれくらいの頻度で開催されているのでしょうか。

教職員担当課長…年に2回開催しています。5月、6月頃に1回、1月末に1回の計2回です。メンバーは、理事・教育部長が委員長、その他に産業医、小・中校長会それぞれの代表、教職員の代表として組合、事務職員、養護教諭、また、事務局として3課長が出席しております。

森本委員…年2回の会議で重要事項等を話し合っているのでしょうか。

教職員担当課長…2回の会議の中で、好事例や現在ある現場の課題をあげいただき、その意見をお便りにして各学校に配布し、充実を図っています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

報告事項(1) 平成30年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について (教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から御報告させていただきます。

これまで、本件につきましては学校及びいじめ問題対策連絡会、登校支援関係機関連絡会等の関係者へ情報提供してまいりましたが、いじめ・不登校などの状況については、広く地域社会全体で情報を共有し児童生徒への理解を深めるとともに、児童生徒の健やかな育ちに向けてそれぞれの役割を果たすことが必要であることから、全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査と同様に本教育委員会定例会にて御報告させていただくとともに、市ホームページで公開することとしました。特に、いじめにつきましては9月教育委員会協議会で御報告しました不登校重大事態に関する第三者委員会の答申の中で、市教育委員会へ「学校が担う役割の明確化、協力体制の構築」が提言として出されました。いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであるということを広く発信する必要があるとも考えております。

それでは、資料1を御覧ください。

まず、調査の概要ですが、調査期間及び調査項目については資料のとおりでございます。

「3 調査結果」についてです。全国の数値は、令和元年10月に公表された「文部科学省 平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」、神奈川県の数値は、同じく令和元年10月に公表された「平成30年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」の調査結果でございます。

本市の結果は、市立全小・中学校を対象に、学校調査として教育指導課に報告されたものをまとめたものでございます。

各項目の結果について御報告いたします。

まず(1)暴力行為の状況についてです。1ページの中ほどを御覧ください。平成30年度の暴力行為の発生件数は小学校で74件、中学校で85件となり、前年度と比較して、小学校で28件減少、中学校で15件増加となりました。小学校は近年増加の傾向が見られましたが、平成30年度は暴力行為を複数回繰り返す児童の減少などにより、発生件数全体が減少しました。児童と関わる教職員が児童の特性を理解し、個に応じた指導や支援を行うよう工夫してきているためと思われます。中学校はここ数年70件から80件を前後していましたが、平成30年度は生徒間暴力の増加により、発生件数全体が増加しました。小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く、児童生徒全体にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

なお、報告された暴力行為の発生件数は、文部科学省が例示する行為、例えば器物損壊で「教室の窓ガラスを故意に割った」などの行為と同等か、またはそれらを上回るようなものが対象ですが、平成30年度に報告のあった暴力行為によって、警察や児童相談所等の措置となった児童生徒数は0であったことを補足させていただきます。

次に(2)いじめの状況についてです。2ページを御覧ください。

平成30年度のいじめの認知件数は、小学校で479件、中学校194件となり、前年度と比較して、小学校では364件、中学校では100件増加しました。1,000人あたりの認知件数を見ますと、特に平成28年度までは全国や県と比べると本市の認知件数は少なく、いじめの定義に基づいた認知が進んでいなかった状況であったと捉え、文部科学省や県の方針に則り、積極的にいじめを認知していくよう進めてまいりました。様々な取組により、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校がアンケート調査や個別面談、教職員による見守り等によりきめ細かい実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより認知件数が増加したと考えられます。

認知件数が多い学校については、平成27年8月付け文部科学省から「いじめ

を初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する」と通知されておりますように、教育指導課でも学校が細かな事案に向き合って対応している結果と捉えています。

いじめの態様別では、小・中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が一番高く、これは全国・県と同様の傾向です。小学校においては「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の件数も多く、暴力行為と同様の要因が考えられます。

また、何より大事なことはいじめの未然防止とともに、いじめを認知した後の対応となりますが、個々のいじめ事案については「③ いじめの解消率」にございますように、情報を引き継ぎながら解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果、ほとんどの事案が解消につながっています。

3 ページは（3）長期欠席の状況についてです。

不登校者数は、全国的に増加傾向が続いています。小田原市でも同様の傾向が見られ、平成 30 年度については小学校で 94 人、中学校で 224 人となり、前年度と比較して小学校では 10 人増加し、出現率は 0.11 ポイント増加しました。中学校においては、71 人増加し、出現率は 1.71 ポイント増加しました。

不登校の主たる要因としては、小・中学校とも「不安の傾向」や「無気力の傾向」によるものが多く、小学校では全体の約 7 割、中学校では全体の 6 割を占めており、ここ数年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業に対する不安、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力傾向につながっているケースが多く見られます。

不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得ることという捉えから、休みがちな児童生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考えるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」と考え、早期に対応すること、また、関係機関と連携しながら、児童生徒が不安に感じていることや困っていることに対して適切に支援できるよう取り組むことにより、翌年度に不登校の状態が改善している児童生徒がいる反面、それを上回る数の児童生徒が新たに不登校状態となっていることから、全体の不登校者数が増加していると考えられます。

最後に、今後の主な取組として暴力行為・いじめと長期欠席に分けて、それぞれ「各学校が行う取組」、「市教育委員会が行う取組」、「関係機関等と連携して行う取組」の 3 点に整理して提示させていただきました。

これまでも実施している内容に加え、暴力行為・いじめについては神奈川県弁護士会との連携による「いじめ予防教室」を実施するほか、学校運営協議会やいじめ問題対策連絡会など、様々な機会を通じていじめ問題の解決に社会全体で取り組むものであるとの認識を共有できるよう取り組んでまいります。

長期欠席については、令和2年4月に開所します（仮称）おだわら子ども若者教育支援センターなど学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、子供たち一人一人に寄り添った支援、保護者へのサポートを充実させてまいりたいと考えております。
報告は以上です。

（質疑）

吉田委員…いじめの認知件数についてですが、いじめが認知されたルートやその割合は分かかりますか。

教育指導課指導主事…調査の項目の中に、いじめの発見のきっかけや、どのようにいじめを発見したかという内容がございます。アンケートによるものや、担任などの教職員が発見したなど、学校調査となりますので、全体の数字として報告いただいています。その中で、小学校については学級担任が発見した、アンケート調査、本人や保護者からの訴えというものが多くあがっております。中学校については、成長段階や見えにくいということがあるかと思いますが、アンケート調査によって状況を把握するということが多くあがっています。また、定期的に個人面談等を行っており、そういった聞き取りの中で、こういったことに困っているというような本人の訴えが発見のルートとしては多くなっていると捉えています。

和田委員…不登校に関してですが、不登校の解決をどこに置いているかということは大事な視点であると思います。引きこもりの調査で、年齢の高い人たちの引きこもりの37パーセントが小・中学校での不登校経験者であるという調査結果があります。この問題が解決しないまま先送りにされているというか、社会的自立ができていないということが明らかになっています。資料の中で、この期間での長期欠席の人たちの人数は分かれますが、中学校3年生の進路指導の中で、最近是不登校経験者でも受け入れる先が多くなってきていて、それを不登校が解決したと捉えるのか、それとも、その後も追跡して、一定のデータを現場の相談員が把握しているのかということは大きな課題であると思いますが、いかがでしょうか。

教育指導課指導主事…中学校卒業後のお子さんの様子については、全て把握はできておりませんが、毎年、担当者が中学校へ学校訪問をする際に、卒業された不登校の相談があったお子さんについて、その後どうであるか学校に様子を聞いています。スクールソーシャルワーカー等につながっていた方などは、高校に入学した後も中学校の方と高校の方が連携を取って保護者の支援をしていく場合には、具体的に現在こういった状況ということを教えていただくことができますが、その他については、時々顔を見せに来てくれるとか、知り合い伝いでど

ういった状況であるかということを知ることなど、大まかな様子しか掴んでいないという状況です。

教育指導課長…和田委員からお話があった点については、課題であると捉えております。義務教育段階が終了した後どのようなにつなげていくかということについては、4月に開所します（仮称）おだわら子ども若者教育支援センターで、より具体的に義務教育が終わった段階の支援がつながるように体制を構築していくよう考えております。

和田委員…本市の話ではありませんが、高校進学したけれど、すぐに退学してしまった方がいて、高卒認定テストについてどこに聞いて良いか分からないので、中学校時代の不登校相談員の方に相談したところ、高卒認定テストについての知識を全く持っていなかったということがあったそうで、驚きました。ライフステージに応じた切れ目のない支援ということになれば、当然これから先のことについて、少なくとも高卒認定テストについての情報は知っていても良いのではないかと思います。本市ではいかがでしょうか。

教育指導課長…教育委員会では、そういった点についてはカバーしきれていないので、子ども青少年部と連携しながら、先ほどの繰り返しになりますが、どういった支援をしていくのか、どういった体制をつくっていくのかということについては、今いただいた情報も伝えながら、より良いものにしていきたいと考えております。

和田委員…不登校の問題も、引きこもりの問題も、取り組んでいく姿勢に問題があると、最近色々なところで言われています。不登校の場合には学校復帰を、引きこもりの場合には就労を目的とすると言われていて、当事者の子供たちからすると、牛迫的にそこに追い込まれていくという感じが否めないそうです。このことが解決を困難にしているそうです。最近では、不登校の子供に対して、来ないと進級できないといったような脅かしはないことは分かっていますが、牛迫的な感じは否めないと思います。私の教師時代の経験から言うと、せっかく自分たちが一生懸命やっているところから離脱してしまう児童生徒がいることは悲しいことで、それを「出てこい」と言うのではなく、「一生懸命やっているから来てくれないか」というくらいの言葉が、現場の教員からの呼びかけとしては良いと思います。言い方として、一生懸命やっているのだからそこに出てきてくれると嬉しいという気持ちを伝えてもらえると良いと思います。不登校支援の中で、強制しなくても子供は元気になると仲間のところへ行きたくくなります。また、再登校する際に、担任などよりも校長先生が声かけすると、とても定着することがあります。不登校の再登校に関しては、組織の中で校長先生が果たす役割はとても大きいと思っています。

益田委員…いじめの状況についてです。いじめの態様に書かれているものは、言われる、されるといった、いじめられた側からの視点でしかアンケートを取っていない

ようですが、同時にいじめた側も存在します。そういった、いじめてしまったといったアンケートは取っていないということでしょうか。

教育指導課指導主事…いじめの認知自体が被害の捉えに寄り添ってということで、件数自体が被害側の視点でということになりますので、こういった表記になっています。ただ、各学校で様々な形でアンケートを行っており、自分がされたかどうか、周りの子が困っていないかという視点だったり、学校によっては、そういう思いをさせていないかということも項目の中にあると思います。そういった方向からの把握もしているところはあります。

益田委員…先日、市町村教育委員研究協議会に参加したときに、いじめの内容の分科会に出席しました。ある市町村で、いじめを防止するばかりではなく、いじめた側の子供たちの自己肯定感を高めるプログラムをして、やっちはいけないというのではなく、自然とやらない方向にしていくプログラムを組んでいるという意見がありました。いじめられる側、いじめる側どちらからもアプローチもしてみたらどうかと思いました。

森本委員…中学生になると不登校者数が増加しています。不登校の要因として、中学生になると不安の傾向、無気力の傾向、家庭に関してや、学業に対する不安など、小学生のときと比べて非常にストレスが増えてくるかと思います。ストレスを溜めてしまうと、心の病になって不登校になることもあると思います。ストレスを溜めない方法として、何か生徒に指導や、生徒同士で勉強するといった試みは各学校で行っているのでしょうか。

教育指導課指導主事…各中学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますので、先生方が広くその存在を周知することで、気軽に自分の不安や心配事を相談できるような環境を整えております。また、各学校にいる教育相談コーディネーターについても同様に、お子さんに周知することによって、気軽にほっとできる場所として、自分の気持ちを吐き出せるような機会をつくるということがなされているのが現状です。

森本委員…先日、学校医をしている中学校で保健委員会があり、代表の生徒たちが、ストレスに対しての勉強や、ストレスを溜めない生活などを具体的に提示しながら勉強する会に参加しました。生徒たちが自分で勉強して発表し、内容も分かりやすく、すごく良い試みだと思いました。そこに出席された生徒たちが各教室に持ち帰って勉強したことをみんなに伝えるということでした。中学校になると不登校も増えることもあり、ストレスと上手に付き合う方法を生徒たちに学んでもらえればと思いました。

吉田委員…いじめについてですが、アンケートによって把握されることが多くあるようなお話でしたが、アンケートにいじめられているというようなことが書かれていた場合に、学校側ではどのように対応していくのか教えてください。プロセス等は決まっているのでしょうか。

教育指導課指導主事…アンケートだけではなく、アンケートの記載内容によって担任などが、不安の

ある生徒に他に困っていることはないか、不安についてはどのように対応していったら良いかということを中心に個別に相談、面談を行い、その後の対応や解決の方法について訴えのあった生徒と相談しながら進めていくということが多くの方の方法だと思います。アンケートと、その内容から個々の聞き取りとあわせてその後の対応につなげていくというようになっております。

吉田委員…担任の教員が生徒と面談などをして、色々なことを把握されたら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと一緒に話をしたり、家庭と連絡を取るなど、そういった方向に展開するというのでしょうか。

教育指導課指導主事…生徒によって話しやすい先生が行うということもありますので、入り口のところが担任だったり、他の教員だったりということがあるかと思いますが、その後は、学校の基本方針に基づいて、どういった方向の支援が良いのかということを中心に複数で検討し、対応を考えていきます。ケースによって、本人から聞き取り、相手の子と話をして安心する場合もありますし、吉田委員がおっしゃるように、専門家に間に入ってもらいながら解決していく事案もあります。そういったところは、個々の事案によって様々です。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…ここで、文化部の関連する議題にあたり、関係職員が入室し、席の移動を行いますのでお待ちください。

(文化部・青少年課 入室)

報告事項(2) 市議会12月定例会の概要について

理事・教育部長…それでは報告いたします。資料2を御覧ください。

1 ページは日程でございます。

12月定例会の会期は11月29日から12月19日まででございました。12月4日に議案関連質疑、6日に厚生文教常任委員会、13日から19日まで一般質問が行われました。

2 ページは、厚生文教常任委員会の概要でございます。

1 議題につきましては、教育部及び文化部の関連といたしましては、6件の審査がございました。

議案第103号「令和年度小田原市一般会計補正予算(所管事項)」につきましては、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、寄付及び学校給食センター整備手法検討委託料の債務負担行為の設定並びに台風被害に伴う学校施設の修繕及び危険木の伐採に係る費用を補正するものでございます。

議案第121号「指定管理者の指定について(小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター)」及び議案第122号「工事委託協定の締結に

ついて（小田原市立小田原駅東口図書館及び小田原駅東口子育て支援施設整備事業）」につきましては、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました小田原駅東口図書館の運営及び整備に関する議案でございます。これら3件の議案はいずれも、常任委員会での審査後、「可決すべきもの」とされ、13日の本会議において議案第103号及び第121号は「賛成多数」で、第122号は「全員賛成」で可決されました。

次に、陳情第22号「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第23号「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び陳情第27号「老朽化した学校と体育館の建て直しの検討を求める陳情書」について、委員会で審査されました。3ページから10ページに陳情書の写しを添付しております。陳情第22号及び23号につきましては「採択すべきもの」とされ、13日の本会議でも「賛成多数」で採択され、陳情第27号につきましては「不採択すべきもの」とされ、13日の本会議でも「賛成者なし」で不採択となりました。

2 所管事務調査につきましては、9月の教育委員会協議会で御説明申し上げました、不登校重大事態の調査結果及び、11月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、学校給食費の公会計化について報告いたしました。

次に、11、12ページを御覧ください。一般質問では、4番 小谷英次郎議員ほか8名から教育部及び文化部に関連する質問がございました。

13ページを御覧ください。はじめに、小谷議員からは「小学校高学年での外国語の教科化について」などの質問があり、指導主事による校内研修会等を通して、外国語教育への理解と実践力の向上を図っており、次年度はALT等の配置日数の増加も予定している旨、答弁いたしました。

次に、清水議員からは「不登校児童生徒の推移について」などの質問があり、小・中学校ともに、この5年間で人数、出現率が増加している旨、答弁いたしました。

14ページを御覧ください。楊議員からは「いじめの認知件数と不登校生徒数について」などの質問があり、認知件数、不登校児童生徒数ともに増加しており、認知件数の増加は、いじめを初期段階から積極的に認知し、解消に取り組むことが重要という理解が進んだためと捉えている旨、答弁いたしました。

15ページを御覧ください。池田議員からは「子ども・若者に対する自殺対策における取組内容について」の質問があり、小学校5年生を対象とした「いじめ予防教室」や、小学校6年生を対象としたSOSの出し方に関する教室を実施している旨、答弁いたしました。

次に、安野議員からは「防災拠点としての学校教育施設の整備にあたり、特別教室への空調設備の設置を早急に進めるべき」との質問があり、特別教室にも整備されれば受入場所が充実したり、早期に学校再開ができるといったメリットがあり、早急な整備が必要であるとする旨、答弁いたしました。

16 ページを御覧ください。杉山議員からは「平成 30 年度小田原市小中学校普通教室等空調設備設置工事について」の質問があり、参加資格要件等について資料のとおり答弁いたしました。

横田議員からは「教員の長時間労働について」の質問があり、超過勤務については、ここ数年増加傾向にあり、超過勤務時間数を減らすための取組を今後も行っていく必要があると認識している旨、答弁いたしました。

以上で教育部所管の報告を終わりにいたします。

文化部長…引き続きまして、私から文化部所管の概要について御説明申し上げます。

資料の 17 ページをお開きください。

はじめに、荒井議員から「本市の歴史的文化遺産について」の質問がありました。文化財を展示公開している施設において消防設備や電気系統の点検を実施しているか、との質問に、法に基づき点検を実施し、安全確保に努めていること、また、「文化財防火デー」に合わせ、消防車による放水訓練や各施設にて防火指導等を行うほか、首里城の火災に伴い、展示施設等の査察を実施し、異常のないことを確認した旨、答弁いたしました。

また、郷土文化館での文化財など資料の活用状況について質問があり、資料のとおり答弁いたしました。

さらに、総合計画の第 4 次実施計画における、博物館施設の整備等に対する考え方にかかる質問には、博物館基本構想に示された「基本的な考え方と目指す姿」に基づく具体的な施設の立地や規模などの前提条件の整理を進め、それらを具現化するための基本計画の策定に着手していきたいと答弁いたしました。

次に、岩田議員から「支所・連絡所・窓口コーナー、生涯学習センター分館、図書館分館の廃止見直しについて」の質問がありました。

生涯学習センター分館の廃止による旧町村地域の社会教育への影響と、生涯学習センター分館と図書館分館の再配置について質問がありましたが、資料のとおり、再配置は考えていない旨を答弁しました。

以上で、文化部所管の市議会 12 月定例会の概要についての報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長...ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は御退席ください。

(関係者以外退席)

(6) 日程第3 議案第3号 市議会定例会提出議案(令和2年度予算案)に同意すること
について【非公開】 (教育部・文化部・青少年課)

教育部副部長...それでは、御説明申し上げます。

2月17日に開会する市議会3月定例会へ提出する令和2年度予算案につきまして、市長から意見を求められましたので、意見の申出をするものです。細部について御説明申し上げます。

資料「令和2年度予算要求概要(教育費)」の1ページをお開きください。

令和2年度当初予算額は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた14会計の合計額が1,598億668万円、前年度と比較いたしますと25億4,162万8千円の増、対前年度伸率は1.62パーセントの増となっております。一般会計の予算規模は679億円、前年度比較で6億円、率にして0.89パーセントの増となっております。

2ページの「令和2年度教育費予算総括表」を御覧ください。

教育費の総額は、ページ最下段、総合計の欄にお示ししたとおり、61億1,556万4千円で、一般会計における構成比は9.01パーセントとなっております。

令和元年度当初予算に比べ9,244万1千円、率にして1.5パーセントの増となっております。

その主な要因は、小学校の外壁打診調査委託、小田原駅東口図書館管理運営事業の増等でございます。

3ページを御覧ください。

令和2年度教育費予算の主な事業のうち、教育部関連の「教育総務費」「小学校費」「中学校費」「幼稚園費」について順次説明をさせていただきます。

はじめに、「教育総務費」の1「特色ある学校づくり推進事業」には、校長の裁量のもと、各学校の特性に合った事業を展開するための経費を計上いたしました。

2の「学校支援地域本部事業」は、中学校を単位として地域ぐるみで子供を育てる体制を整えるための経費を計上いたしました。

3の「学校運営協議会推進事業」は、全小学校の学校運営協議会を運営するための経費を計上いたしました。なお、平成30年度にモデル校に導入した地域コーディネーターは、人材を継続的に確保することが難しいことから、令和元年度をもって廃止することとし、スクール・サポート・スタッフ配置事業へと移行してまいります。

4の「支援教育推進事業」は、様々な課題のある児童・生徒一人ひとりの状態や発達段階、適性などを踏まえて適切な対応を行うための個別支援員及び看護

師の配置、また学級担任をサポートするスタッフに係る経費を計上いたしました。

5の「特別支援相談・通級指導教室充実事業」は、様々な課題のある児童生徒に対して教育的ニーズに応じた支援を行うために必要な経費を計上いたしました。令和2年4月の（仮称）おだわら子ども若者教育支援センターの開設にともない、より充実した支援体制を整えるため、特別支援教育相談員1名、心理相談員1名を増員いたしました。

なお、第三者的な相談員として児童が悩み等を相談できるハートカウンセラー相談員派遣事業は、専門的な知識や経験を有する心理相談員が小学校を巡回することに伴い、令和元年度をもって廃止することといたしました。

6の「教育相談事業」は、教育相談員3人及び、インクルーシブ教育専任の教育相談員1人を配置する経費を計上いたしました。

7の「生徒指導員派遣事業」は、生徒指導上の問題で学級運営に支障を来たすことが心配される中学校に対する生徒指導員の配置に係る経費を計上いたしました。

8の「高等学校等就学金事業」は、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金を支給する経費を計上いたしました。

9の「スクール・サポート・スタッフ配置事業」は、教職員の負担軽減を図るため、教職員が行う事務作業等を担うスクール・サポート・スタッフ4人の配置に係る経費を新規に計上いたしました。

10の「登校支援事業」は、教育相談指導学級の運営費及び不登校傾向の生徒が教室へ復帰するための場として設置している校内支援室への指導員の配置に係る経費を計上いたしました。

11の「読書活動推進事業」は、児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任とする学校司書の配置に係る経費を計上いたしました。

12の「学力向上支援事業」は、小学校での少人数指導やチームティーチング指導に必要なスタッフの派遣、また、中学校での専門的教科指導のための教科非常勤講師を派遣するための経費を計上いたしました。

13の「外国語教育推進事業」は、小・中学校、幼稚園へのALTの配置や、小学校における英語の教科化に向け英語専科職員の配置のための経費を計上いたしました。また、令和2年度より外国語教育の充実をはかるための外国語教育アドバイザーの派遣に係る経費を計上いたしました。

14の「いじめ防止対策推進事業」は、「小田原市いじめ問題対策連絡会」の委員謝礼や「いじめ防止対策調査会」の委員報酬、講演会開催にかかる謝礼のほか、小・中学校での「いじめ予防教室」の開催に係る経費を計上いたしました。

15の「体力・運動能力向上事業」は、小学校の新体力テスト測定に向けた体力・運動能力向上指導員の派遣や、著名なアスリートを引き続き小・中学校に

派遣する経費を計上いたしました。また、中学校を対象としたオリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケットの配付に係る経費を計上いたしました。なお、武道非常勤講師は、武道必修化から時間が経過し各校の取組も安定したことから、令和元年度をもって廃止することといたしました。

4 ページを御覧ください。小学校費・中学校費・幼稚園費でございます。

1 の「学校維持管理工事」は、8 ページをお開きください。

工事の概要でございますが、令和2年度当初予算案に丸印がある工事が対象となり、校舎等の防水改修工事、鉄骨階段改修工事、トイレ洋式化工事及び屋根塗装工事等を実施するものでございます。

4 ページにお戻りください。

2 の「小学校外壁打診調査委託」は、劣化により剥落の危険性があるモルタル塗りの外壁について打診による調査を行うとともに、剥離部分や爆裂箇所を叩き落とし、安全を確保するための経費を計上いたしました。

3 及び 8 の「樹木剪定等委託」は、学校敷地内にある樹木のうち、対処が必要となった樹木について伐採・剪定するための経費を計上いたしました。

4 及び 9 の「学校施設修繕ボランティア活動関係費」は、学校施設の軽微な修繕について、地域団体等から申し出があった際に、必要な資材を支給するための経費を計上いたしました。

5 の「教科書指導書整備事業（小学校）」は、小学校の教科書採択替えに伴い、教師用教科書や指導書を各校に配布するための経費を計上いたしました。

6 の「放課後子ども教室推進事業」は、放課後子ども教室を運営するためのスタッフ配置等に係る費用を計上いたしました。

7 の「情操教育事業」は、小学4年生を対象とした「おだわらっ子ドリームシアター」開催に係る経費を計上しました。なお、小学校音楽会は、学習指導要領の改訂に伴う授業数の増加に対応するための学校行事見直しにより、令和元年度をもって廃止することといたしました。

10 の「部活動活性化事業」は、中学校の部活動の指導をサポートする部活動地域協力者及び、大会への引率等も行うことのできる部活動指導員の配置等に係る経費を計上いたしました。令和2年度は、部活動指導員を1名増員し、3名といたしました。

11 の「幼稚園教育推進経費」は、幼稚園教諭や園児を支援する職員を配置するための経費及び公立幼稚園・保育所の職員による相互研修に対してアドバイザーを派遣し、認定こども園の整備に向けた取組を推進するための経費を計上いたしました。

参考として12に「放課後児童健全育成事業」を記載しております。これは、補助執行事業である放課後児童クラブ運営に係る費用を計上したものです。なお、本事業は令和2年10月から運営業務を委託化するため、5ページの5のとおり、令和5年度までの債務負担行為設定をするものでございます。

5 ページ「債務負担行為」の1を御覧ください。

「給食費管理システム借上料」は、令和3年度から予定している学校給食費公会計化に伴うソフトウェア導入の経費として令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

2の「(仮称)おだわら子ども若者教育支援センター用教育ネットワークシステム賃貸借料」は、(仮称)おだわら子ども若者教育支援センターの開設に伴い校務支援用端末が使用できる環境を整備する経費として、令和5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

3の「学校給食センター整備手法検討業務委託料」は、整備基本構想に基づく基本計画の作成等のほか、整備手法や運営ノウハウ等の調査、検討を行う業務委託の経費として、令和2年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

4の「ガス警報器借上料」は、学校施設等に取り付けられているガス警報器が劣化等により正しい警報を行わなくなる危険があることから、機器を更新するための経費として、小学校費、中学校費及び幼稚園費において、令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、教育部所管の令和2年度予算案の説明を終わらせていただきます。

文化部副部長…引き続き、文化部所管の主な事業について細部説明をさせていただきます。

資料6 ページを御覧ください。

社会教育費「5 文化財保存修理等助成事業」からでございます。

「文化財保存修理等助成事業」につきましては、指定文化財の修理費や民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部について、継続事業として助成を行うものでございます。

6の「緊急発掘調査事業」につきましては、遺跡の記録保存を行うための発掘調査等に要する経費を計上したものでございます。

7の「本丸・二の丸整備事業」につきましては、引き続き、御用米曲輪の近世の整備エリアである土塁の修景整備を行うとともに史跡小田原城跡保存活用計画の策定等を行うものでございます。

8の「史跡等用地取得事業」につきましては、史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡である対象地を史跡用地として新たに購入するものでございます。

9の「史跡石垣山保全対策事業」につきましては、引き続き、井戸曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行うものでございます。

10の「キャンパスおだわら事業」につきましては、平成30年度から「特定非営利活動法人小田原市生涯学習推進員の会」との協働事業として展開してまいりましたが、令和2年度からは直営事業として引き続き実施いたしますので、その運営に必要な経費を計上したものでございます。予算の減額は、社会教育指導員にかかる経費を「おだわら市民学校事業」に付け替えたことによるもの

です。

11の「おだわら市民学校事業」につきましては、「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する費用を計上したものでございます。予算の増額は、社会教育指導員の1名増員及び経費の付け替えによるものです。

次に、資料7ページを御覧ください。

12の「図書購入費」につきましては、令和2年4月に中央図書館と名称変更する予定である現かもめ図書館及び自動車文庫等の図書資料を購入するものでございます。

13の「小田原駅東口図書館管理運営事業」につきましては、令和2年に新しく開館予定の小田原駅東口図書館について、館内整備工事や備品購入等を行うとともに、開館に向けた準備業務及び開館後の管理運営を、指定管理により実施するものでございます。

14の「中央図書館改修に伴う委託料」につきましては、市立図書館の閉館に伴い、機能の一部を中央図書館に名称変更する、現かもめ図書館に移管するため、書架設置等を行うとともに、利用者サービスの向上を図るため予約棚コーナーを設置するものでございます。

15の「板橋の文化資産活用事業」につきましては、板橋周辺の歴史的建造物などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図るための費用を計上したものでございます。予算の増額は、国登録有形文化財である板橋内野邸の老朽化による修繕を実施する経費の一部を、実行委員会運営経費と合わせて計上したことによるものです。

16の「地域資源調査事業」につきましては、博物館基本構想に示された「まちをまるごと博物館にする」取り組みの推進に向け、郷土文化館収蔵資料や地域資源を調査整理し、将来のデータベース構築等に向けた作業を実施するための費用を計上したものでございます。

17の「学校体育施設開放事業」につきましては、市民がスポーツに親しみ健康の増進とスポーツの振興を図るため、体育館等の開放を行うほか、PTAが事業主体として実施しております学校プール開放において、監視員にかかる費用の一部を助成するものでございます。

以上で文化部所管にかかる令和2年度予算の主な事業につきましての説明を終わらせていただきます。

青少年課長…それでは私から社会教育費のうち、子ども青少年部青少年課所管の事業につきまして、御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

まず、1の「指導者養成研修事業」でございますが、高校生から成人を対象に、青少年指導者として必要となる実践的な研修を通し、地域や学校、青少年

団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍していただける人材を養成するための経費を計上したものでございます。内容といたしましては、専門の講師を招いて、指導者としての知識や技術の向上を図るための研修「おだわら自然楽校」を実施いたします。

次に、2の「指導者派遣事業」でありますが、1の指導者養成研修事業により養成されました指導者の活躍の場として、小学校や地域が実施いたします体験学習に指導者を派遣することによって、子供たちに感動や様々な体験が得られる多くの機会を提供するための経費を計上したものでございます。

次に、3の「地域・世代を超えた体験学習事業」につきましては、地域の資源や環境を生かした体験プログラムを通し、子供たちの自立心や想像力など、豊かな人間性を育むとともに、ふるさと小田原への愛情を深めていけるよう、異世代交流を図る体験学習「あれこれ体験 in 片浦」を実施するための経費を計上したものでございます。

本事業は、令和2年度も今年度と同様に2泊3日のコースを1回の定員を60名として、2回の計120名の参加者を対象に実施する予定でございます。

また、次代の指導者確保に向け、ジュニアリーダーズクラブ等への加入促進事業に係る経費もあわせて計上したものでございます。

次に、4の「地域体験学習事業」でありますが、地域の担い手による地域単位での体験学習を通し、子供たちが郷土愛を育むとともに、地域における世代間交流のできる機会を支援するための経費を計上したものでございます。

以上で子ども青少年部青少年課所管に係る説明を終わらせていただきます。

(質疑)

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

栢沼教育長…以上で、スポーツ課及び青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(スポーツ課、青少年課職員 退席)

(7) 日程第4 議案第4号 市議会定例会提出議案(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて【非公開】 (教育部・文化部)

教育総務課長…それでは御説明申し上げます。

市議会 3 月定例会へ提出する条例案につきまして、市長から意見を求められましたので、原案に同意する旨、意見の申出をするものです。

議案書をおめくりいただき、1 ページの改正理由を御覧ください。

このたびの条例改正につきましては、新たに設置する附属機関の報酬額を定めるほか、会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤特別職職員の報酬規定の整理等を行なうものでございます。

内容の 3 に新たに設置する附属機関として「放課後児童クラブ運営事業者選定委員会」がございしますが、こちらは補助執行事務となります。

項目の 5 を御覧ください。会計年度任用職員制度の導入に伴い、嘱託員等の非常勤特別職職員は、専門的な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限定されることとなったため、この基準に従って、これまで非常勤特別職職員としていた嘱託員等について条例の規定を整理することとしたもので、適用は令和 2 年 4 月 1 日からとなります。

今回、整理する嘱託員等のうち、教育委員会に関係する職につきましては、7 ページを御覧ください。下から 2 段目の指導主事、その次の教科指導員、8 ページの 1 段目、教育研究所主任、次の教育研究所研究員、中ほどの部活動指導員、次の社会教育指導員、2 つ飛んで史跡管理嘱託員でございます。これらの職については、小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例からは削除いたしますが、必要に応じ、会計年度任用職員として雇用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

栢沼教育長…以上で、生涯学習課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(生涯学習課職員 退席)

日程第 5 議案第 5 号 市議会定例会提出議案（令和 2 年 3 月補正予算案）に同意すること
について【非公開】 (教育部・文化部)

教育部副部長…それでは、御説明申し上げます。

市議会 3 月定例会へ提出する補正予算案につきまして、市長から意見を求められましたので、原案に同意する旨、意見の申出をするものです。

私からは教育部関連の補正予算案について説明いたします。

議案書をおめくりいただき、資料「令和2年3月補正予算要求概要」を御覧ください。

このたびの補正予算の考え方ですが、学校施設整備に係る国庫補助金が交付決定したことに伴い、本補正予算において、令和元年度当初予算で不足する経費を計上する形としております。

細部について御説明申し上げますので、資料2ページの繰越明許補正の表を御覧ください。

このたびの学校施設の改修に要する事業費は、1段目から2段目に掲げる金額のとおりですが、これらの事業は翌年度に工事を執行することから、事業費を全額繰り越すものです。

1段目の「学校施設改修事業（小学校費）」及び2段目の「学校施設改修事業（中学校費）」のうち、「受水槽等改修工事」は、報徳小学校、下曾我小学校及び城山中学校の受水槽等の改修を行うもので、当該工事の実施に伴う設計審査手数料を含むものでございます。

次に、「非構造部材(照明)改修工事」は、報徳小学校、下府中小学校及び白鷗中学校の屋内運動場の照明を水銀灯から重量の軽いLED照明に改修するものでございます。

次に、「外壁等改修工事」は、下府中小学校、矢作小学校及び東富水小学校の校舎並びに白鷗中学校の屋内運動場に係る外壁等の改修を行うものでございます。

資料1ページにお戻りいただき、上段、歳入の表を御覧ください。

1段目の(項)国庫補助金(目)教育費補助金(節)小学校費補助金は、本補正予算の財源として大規模改造事業費補助金を増額するものであります。

続きまして、2段目の(項)市債(目)教育債(節)小学校債につきましては地方財政措置が講じられ、また、通常より充当率が高い補正予算債を活用することに伴い、義務教育施設整備事業債を増額するものでございます。

続きまして、資料の中段、歳出の表を御覧ください。

1段目の(項)小学校費(目)学校管理費の小学校教育環境整備経費は、学校施設維持・管理事業において、令和元年度当初予算に不足する事業費を計上するものでございます。

なお、中学校費につきましては、令和元年度当初予算の中で対応可能であることから、補正予算の要求はございません。

以上で、教育部関連の補正予算案について説明を終わらせていただきます。

文化部副部長…それでは、私から、文化部所管の令和2年3月補正予算要求概要について、御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出との関連でありますので、歳出のところ併せて御説明いたします。

それでは歳出の科目2つ目(項)社会教育費、(目)図書館費「図書館運営経

費」の「かもめ図書館管理運営事業」、「上水ポンプ改修工事」を御覧ください。

かもめ図書館の上水ポンプは、設置後 25 年が経過し、耐用年数を大幅に超過している状態であり、ポンプ軸受部からの異音や振動が大きいことから早期の改修が必要な状態となっております。故障した場合は洗面所での水が使用できなくなり利用者の皆様に大変御不便をおかけしてしまうことになうため、改修工事を行うものです。

次に、「駅前図書施設整備事業」、「小田原駅東口図書館整備事業費」ですが、「小田原駅東口図書館」の内装等の整備を行うため、内装工事の設計及び施工を一括して委託するための予算を教育委員会 8 月定例会で御説明をさせていただき、9 月補正予算で計上いたしております。このたび、国からの補助金が認められましたので、令和 2 年度までの継続費総額について変更ありませんが、令和元年度の年割額を増額し、歳入につきましても社会資本整備事業総合交付金を新たに計上するものでございます。

2 ページをお開きください。繰越明許補正のうち、「本丸・二の丸整備事業」につきましては、当初の予定では、令和元年 12 月中に工事着手し、年度内完成の工期で調整しておりましたが、夏以降に相次いだ台風等の災害復旧関連の業務に時間を要したことなどから、年度内の工事の完成が困難になったため、次年度へ繰り越すものです。

「かもめ図書館管理運営事業」につきましては、先程御説明いたしました「上水ポンプ改修工事」につきまして、次年度に繰り越すものです。

以上で、文化部所管の令和 2 年 3 月補正予算要求概要についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

日程第 6 議案第 6 号 損害賠償額決定に関する意見の申出について (教育総務課)

教育総務課長…それでは御説明申し上げます。

市立中学校に係る損害賠償額の決定について市長から意見を求められましたので、原案に同意する旨、意見の申出をするものです。

本件は、事故の概要欄に記載のとおり、令和元年10月12日に酒匂中学校の樹木が台風第19号の風雨により倒れ、隣接する相手方、有限会社鈴木商会の工場の樋と屋根の一部を破損したものでございます。

損害賠償額は、修理費用として442,200円とするものでございます。

なお、本件は市長が専決処分を行った後、市議会3月定例会に報告することとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

吉田委員…学校の敷地内に、このような樹木が他にもたくさんあるということになりますか。

学校安全課長…樹木は敷地内に多くございます。このような事故を受けて、12月補正予算で樹木の調査と危険木の伐採の委託料を議決いただきましたので、現在対応しているところです。

栢沼教育長…危険木というのは、具体的にどのような木になりますか。

学校安全課長…12月の補正予算で対応させていただくのは、主に学校敷地の中で隣地と隣接しているところにある危険木を対象としております。

採決…全員賛成により原案に同意することを可決

8 教育長閉会宣言

令和2年2月25日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（吉田委員）